

諮問番号：諮問第 192 号

答申番号：答申第 192 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

田川市福祉事務所長が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 26 条の 5 において準用される法第 19 条の規定に基づく特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）は取り消されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

審査請求人は、左手足がまったく動かせず、一人では生活ができない。

審査請求人は、令和 4 年 1 月 21 日の朝 4 時 30 分ごろ、脳梗塞のため自宅から救急搬送されることになり、近くの病院から断られてしまい、とりあえず医療機関 A まで運ばれていくことになり、同病院に到着したときに手術中と言われて医療機関 B まで行くことになり、医療機関 B で手術が終わって病室に入ったのが午後 5 時 40 分頃になり、病室で目が覚めたときには言葉もしゃべれなく、足も動かすことができないかかし状態であった。トイレに行くのも、リハビリの男性 3 人かかりでないと行けないと言われて、次の日から早速リハビリが始まり自宅から遠く離れていたのが不便だという事で、医療機関 C から空き室があるとと言われて転院することになり今に至る。

入院生活が長引いたため貯蓄も底をつき 2 人の年金を合わせても 2 か月 100,000 弱では生活ができず審査請求人の主人に働いてもらわないと思うのだが、審査請求人の通っているリハビリセンターの方から朝 9 時から 9 時 30 分頃と帰りの 4 時頃には受け取りが居てもらわなくては困ると言われ審査請求人の主人が働く時間がとれない状態が続いている。

医療機関 C のリハビリの担当の方になってもらって毎日歩行訓練が始まり、でも言われることが出来なくて本当に困っていたが、他の方々の励ましもあり、どうにか立つことが出来るようになり、トイレもどうにか 1 人で行くことが出来るようになり、言葉も人と話ができるようになったが、左側のマヒが残っているため、朝の身支度も 1 人では出来ない。食事食べこぼしがひどくて他の人の前で食事ができない。できない事ばかりであるが、周りの人々に人の手を借りないと何 1 つ出来ないで助けられながら毎日過ごしている。

最近であるが、担当医の先生には左手が動かないのは1年にもなるのに動かないのはあきらめた方が良くかもと言われて、左側の動かないのはボトックス注射をしてみますかと言われる始末でどうしてよいかわからない。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件処分のお知らせの却下理由欄には、「申請者の障害状況が、特別障害者手当認定基準に達しないため。」としか記載されておらず、本件処分に係る決定事実及び適用する根拠法令について、審査請求人がその記載自体から了知しうるものとは認められない。

よって、本件処分に係る理由の付記には瑕疵があり、違法又は不当な処分であると認められるため、本件処分は取り消されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項及び第2項では、申請に対して拒否処分を行うときは、拒否理由が客観的に明白である場合を除き、理由を提示するのが原則とされ、当該拒否処分を書面でするときは、拒否理由を書面により示さなければならない。

その趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名あて人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるところにあると解される。そして、どの程度の理由を提示すべきかは、この趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきである（最高裁第三小法廷平成23年6月7日判決・民集65巻4号2081頁参照）。

また、その付記すべき理由は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がなされたかを、被処分者においてその記載自体から了知しうるものでなければならない（最高裁第三小法廷昭和60年1月22日判決・民集39巻1号1頁参照）。

本件処分についてみると、手当の支給対象となる「特別障害者」と認められるための要件は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「政令」という。）第1条第2項第1号から第3号までにおいて定められており、各号それぞれに該当するかどうかの判断がなされる必要がある。その判断に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する法定受託事務を処理するに当たっての処理基準（地方自治法第245条の9）として、厚生労働省発出の「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日付け社更第162号厚生省社会局長通知）が定める別紙「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程

度認定基準」が設定されているが、審査請求人が行った特別障害者手当の受給資格についての認定請求が政令第1条第2項第1号から第3号のいずれにも該当しないことが、審査請求人から提出された特別障害者手当認定請求書及び特別障害者手当認定診断書（肢体不自由用）等の添付資料の記載から直ちに明らかになる場合とは認められないことから、行政手続法第8条第1項ただし書の適用はなく、拒否理由を書面により提示しなければならない。

本件処分のお知らせの却下理由欄には、「申請者の障害状況が、特別障害者手当認定基準に達しないため。」としか記載されておらず、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して本件処分がなされたかを、審査請求人においてその記載自体から了知しうるものとは認められない。

よって、本件処分には、理由の付記について瑕疵があり、その余の点を審理するまでもなく、違法又は不当な処分であると認められる。

以上のとおり、本件処分に係る審査請求は理由があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和5年2月28日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年5月11日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

申請に対して拒否処分をするときは、行政手続法第8条第1項の規定に基づき、理由を提示しなければならないとされている。

しかしながら、本件処分ののお知らせの却下理由欄には、「申請者の障害状況が、特別障害者手当認定基準に達しないため。」としか記載されておらず、審査請求人は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して本件処分がなされたかを了知することはできないというべきである。

すなわち、本件処分の理由の提示は、行政手続法第8条第1項に規定する理由の提示としては不十分である。

よって、本件処分に存するこれらの瑕疵に照らし、本件処分は取り消されるべきである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也